

# 令和4年度の状況について

環境省 環境再生・資源循環局  
不法投棄原状回復事業対策室

# 基金を取り巻く現状① 「産廃特措法失効とその後の支援」



## 産廃特措法の失効

- 平成10年6月16日以前に行われた過去の不法投棄等による支障を早期に除去するため、産廃特措法に基づき、これまで15自治体19事案に対して原状回復に必要な費用の支援を行ってきた。
- 支援制度の根拠となる産廃特措法は、令和4年度で失効予定。

## その後の支援の必要性

- これまで支援した多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、廃棄物の撤去や対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行う必要が生じている。
- 都道府県等からも多くの支援継続要望があった。

# 産廃特措法後支援への基金の考え方



## 産廃特措法後の支援制度

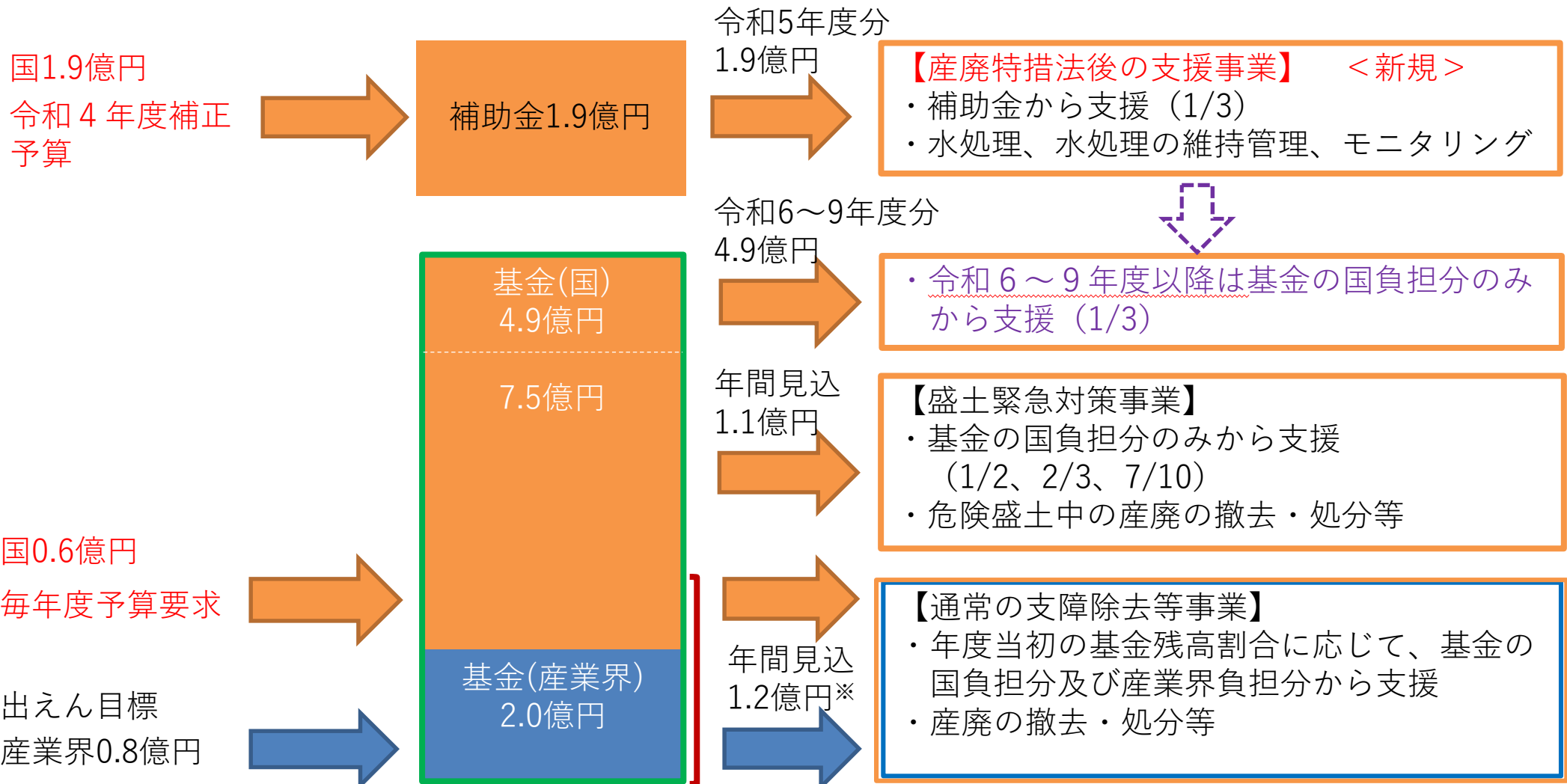
- これまで産廃特措法で支援を実施してきた事案を対象に、都道府県等が実施する生活環境に影響が生じない状態を維持するために必要な水処理、水処理の維持管理及びモニタリングに係る費用の一部について、5年間を上限に補助する。

## 支援制度における基金の活用

- 令和4年度で産廃特措法が失効することにより支援のための根拠法がなくなるため、以後は原則的に廃棄物処理法に基づく基金（以下、基金）により支援を行う。
  - ・令和5年度分の予算は、経済対策として令和4年度補正予算（1.9億円）から支出。
  - ・残りの令和6年度から令和9年度までの4年間の予算（4.9億円）を基金から支出。
  - ・産廃特措法による支援は国負担による補助制度であったことから、基金からの支援も国残高のみを財源として行う。

# 令和5年度～ 基金事業の執行の仕組について

○令和5年度分の産廃特措法後支援は令和4年度補正予算から補助金として支出、令和6～9年度以降は基金から支出。



廃掃法基金残高（令和3年度末）：14.4億円

※直近5年間の平均支援額

### 3 県に跨がる低濃度PCB汚染物不法投棄事案の発生

- 令和元年10月から令和3年2月にかけて、同一の行為者により、栃木・福島・茨城の3県で低濃度PCB汚染物等の不法投棄事案が発生。
- 各自治体で飛散流出等の防止措置を講じているが、汚染物自体は現地または別の場所で保管されている状態である。
- 低濃度PCB汚染物は無害化処理施設で処理を行う必要があるなど、特殊な事案であり、処分単価は普通産廃の40倍程度。
- 現時点で、当該処理事業の基金による支援申請見込額は、約8.4億円となっている。※

※計上されているのは一部の自治体であるため、今後、増加する可能性あり。

## 基金を取り巻く現状③ 基金枯渇の危機



- 現行の支援制度に基づき、以下の内容で令和5年度以降に基金の造成、支援を行った場合※、令和7年度には基金が枯渇する可能性がある。

※このほか事務費や利息の計算が必要となります。

### 【基金の造成見込】

- ① 令和4年度末基金残高 15億円
  - ② 令和5～9年度まで国、産業界で1.1億円を造成 = 5.5億円
- ① + ② = 20.5億円

### 【支援見込】

- ① 令和5～7年度 低濃度PCB事案 少なくとも8.4億円
  - ② 令和5～9年度 そのほか不法投棄等事案 7.9億円※
- ※令和5・6年度：現時点の支援見込み 4.3億円  
令和7～9年度：直近5か年（H29～R3年度）実績による 1年当たり1.2億円
- ③ 令和6～9年度分の産廃特措法後支援額を基金の国残高から支出 4.9億円
- ① + ② + ③ = 21.2億円

- なお、上記の条件以上の申請や盛土補助の申請があった場合には枯渇が早まる。
- 基金残高が不足する場合には、予算要求を行うこととなる。